

第 64 号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第 2 条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員から教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 2 条第 2 項に規定する講師に該当する者を除いたもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）

給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当

(2) 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 報酬及び期末手当

2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

3 この条例による給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法に

より支払うことができる。

(給料表)

第3条 会計年度任用職員(第17条第3項に規定する職に従事する会計年度任用職員を除く。)の給料及び報酬の額の決定には、給料表を用いるものとし、当該給料表の種類は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号。以下「給与条例」という。)第5条第1項各号に掲げる給料表(当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されているものをいう。)のとおりとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の額)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、別表に掲げる区分に応じ、同表月額欄に掲げる額を超えない範囲内において、任命権者が月額で定めるもの(以下「給料月額」という。)とする。

2 任命権者は、前項の規定により給料の額を定める際、当該職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、給与条例の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の給料の額の決定に関し必要な事項は、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、月の1日から末日までの期間(以下「給与期間」という。)につき、給料月額の全額を月1回、規則で定める日に支給する。

2 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職したフルタイム会計年度任用職員が即日他の職

のフルタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 3 フルタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 前2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数からフルタイム会計年度任用職員について定められた週休日（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第2項の規定に基づく規則の規定による週休日をいう。以下同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第11条の2の規定により地域手当を支給される職員の例により、地域手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第12条の規定により通勤手当を支給される職員の例により、通勤手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第8条 フルタイム会計年度任用職員には、給与条例第13条及び職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第3号。以下「特勤条例」という。）の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例により、特殊勤務手当を支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第9条 フルタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（次条から第12条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日（勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による休日及び同項の規

定に基づく規則の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。) である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の任命権者の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当)

第10条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当の額は、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項に定めるもののほか、あらかじめ割り振られた1週間の所定の勤務時間(以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。)を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたフルタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間(次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出

する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1か月について60時間を超えたフルタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

（フルタイム会計年度任用職員の休日給）

第11条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当）

第12条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

第13条 第9条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 号）第2条第1項に規定する1週間の勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する1週間の勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（休職等となったフルタイム会計年度任用職員の給与）

第14条 法第28条第2項の規定による休職、職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業となったフルタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のフルタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）

第15条 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第16条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条及び第29条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の額）

第17条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬（第20条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第21条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第23条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第24条に規定する休日給に相当する報酬及び第25条に規定する夜勤手当に相当する報酬を含まない報酬をいう。以下同じ。）の額（以下「基本報酬額」という。）は、別表に掲げる区分に応じ、同表月額の欄、日額の欄及び時間額の欄に掲げる額（以下「基準額」という。）を超えない範囲内において、次条に定めるところにより、任命権者が月額、日額又は時間額で定めるものとする。

2 月額の基準額（以下「基準月額」という。）は、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員と同一で

あるとした場合におけるその者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らし、定めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる区分により難しいものと任命権者が認める職に従事するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬額については、月額で定める職にあつては35万円、日額で定める職にあつては2万4,000円、時間額で定める職にあつては5,500円を超えない範囲内において、任命権者が定めるものとする。
- 4 任命権者は、前3項の規定により基本報酬額を定める場合には、当該職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、給与条例の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の基本報酬額の決定に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

第18条 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（前条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤務1か月当たりの基本報酬額は、基準月額に、当該職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（前条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤務1日当たりの基本報酬額は、基準月額を21で除して得た額に、当該職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（前条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員を除く。）の勤務1時間当たりの基本報酬額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じた

ときは、これを切り捨てた額) とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給方法)

第19条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、給与期間につき、基本報酬の全額を月1回、規則で定める日に支給する。

2 新たに月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員となった者に対しては、その日から基本報酬を支給し、基本報酬額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた基本報酬を支給する。ただし、離職したパートタイム会計年度任用職員が即日他の職のパートタイム会計年度任用職員に任命されたときは、その日の翌日から基本報酬を支給する。

3 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が離職したときは、その日まで基本報酬を支給する。

4 前2項の規定により基本報酬を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬額は、その給与期間の現日数からパートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで基本報酬を支給する。

6 日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員には、地域手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、当該職員の基本報酬の100分の20の範囲内の額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬の支給額、支給方法その他地域手当に相当する報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を基本報酬で考慮することが適当でないと認められるものに従事するパートタイム会計年度任用職員（教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者を除く。）には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬の額は、当該職員の基本報酬の100分の25を超えない範囲内において定める。ただし、職務の性質により特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬の種類、支給範囲及び支給額等については、特勤条例の規定により特殊勤務手当を支給される職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額等)

第22条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員がその定められた勤務時間（以下この条から第25条までにおいて「所定の勤務時間」という。）中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び報酬の減額を免除することにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇による場合並びにその勤務しないこと及び報酬の減額を免除することに

つき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員が所定の勤務時間中に人事委員会の承認を得て規則で定める有給の休暇を取得したとき並びにその勤務しないこと及び報酬の減額を免除することにつき任命権者の承認があったときは、当該勤務時間1時間につき、第26条第3号に定める勤務1時間当たりの報酬額を報酬として支給する。

4 前3項の任命権者の承認の基準は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第23条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務手当に相当する報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務手当に相当する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に所定の勤務時間以外の時間に勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で所定の勤務時間以外の時間にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る当該報酬の額は、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 所定の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日給に相当する

報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項に定めるもののほか、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて週休日とされた日に所定の勤務時間を割り振られたパートタイム会計年度任用職員には、当該所定の勤務時間に相当する時間(38時間45分から当該割振り変更前の所定の勤務時間を減じて得た時間及び次条の規定により休日給に相当する報酬が支給されることとなる時間を合計して得た時間(当該合計して得た時間が当該割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間を超える場合にあつては、当該時間)を除く。次項において「割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間と割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した時間との合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 第2項各号に掲げる勤務の時間 100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の規定による勤務の時間 100分の50

5 前各項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の労働時間を労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条第1項の規定により通算した場合において、同法第32条の規定による労働時間を超えたときは、当該労働時間を超

えて勤務した時間について、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第24条 休日の勤務として所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。ただし、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給に相当する報酬は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第25条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条各号の規定により算出する勤務1時間当たりの報酬額の100分の25を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第26条 第22条から前条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条第1項の規定により月額で定める基本報酬額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じ、その額を会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第2条第1項に規定する1週間の勤務時間に52を乗じた時間から同項に規定する1週間の勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗

じたものを減じたもので除して得た額に、当該1週間の勤務時間をパートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除したものを乗じて得た額

(2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条第2項の規定により日額で定める基本報酬額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の日額の合計額をパートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第17条及び第18条第3項の規定により時間額で定める基本報酬額及び人事委員会の承認を得て規則で定める手当に相当する報酬の時間額の合計額

(休職等となったパートタイム会計年度任用職員の給与)

第27条 法第28条第2項の規定による休職、休職規則第2条第3号若しくは第4号(第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定による休職、法第55条の2第5項の規定による休職又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業となったパートタイム会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中のパートタイム会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。

3 パートタイム会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬(第21条及び第23条から第25条までに規定する報酬を除く。)の100分の100の額を支給することができる。

(パートタイム会計年度任用職員の給与と災害補償との関係)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例第21条の2及び第21条の3の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第31条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担す

るときは、その旅行に係る費用を弁償する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員の旅行に係る費用弁償の額及び支給方法は、大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）の適用を受ける非常勤職員の例による。

（別に定めのある会計年度任用職員の給与）

第32条 第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務条件について別に定めのある会計年度任用職員の給与については、当該職員の職務の複雑性、特殊性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、給与条例の適用を受ける職員の給与との権衡を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議の上、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（法第 57 条に規定する者の給与等）

- 2 会計年度任用職員のうち、法第 57 条に規定する単純な労務に雇用されるものの給与の種類及び基準については、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）附則第 5 項に規定する特別の法律が制定施行されるまでの間、この条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

別表（第 4 条、第 17 条関係）

区分	号給	月額	日額	時間額
事務系	給与条例別表	号給の欄	月額欄	月額欄
福祉系	第 1 行政職給	に掲げる	に掲げる	に掲げる
一般技術系	料表（一）にお	各給料表	額を 21 で	額を 162.75

	ける号給	における	除して得	で除して
医療技術系	給与条例別表 第3医療職給 料表(一)にお ける号給	各号給に 対応する 当該各給 料表の第 1級の欄 に掲げる 額	た額	得た額
	給与条例別表 第4医療職給 料表(二)にお ける号給			
	給与条例別表 第5医療職給 料表(三)にお ける号給			
技能系	給与条例別表			
業務系	第2行政職給 料表(二)に おける号給			

備考 この表において「区分」とは、職員の採用・昇任等に関する一般基準（平成13年3月29日特別区人事委員会決定）別表3職種表に掲げる区分をいう。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 65 号議案

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中「地方公務員法」の次に「第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年
度任用の職を占める職員及び同法」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しな
ければならない事項として、フルタイム会計年度任用職員に係る事項を追加する
ため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 66 号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例(昭和 27 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項前段中「前項の場合」を「前 2 項の場合」に改め、「3 年」の次に「(会計年度任用職員にあつては、1 年。以下この項において同じ。)」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3 年に満たないとき」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たないとき」とする。

第 6 条第 1 項中「、第 2 項及び第 4 項」を「(同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 3 項及び第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する休職の期間の適用等について規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 67 号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例(昭和 27 年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員(同法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。))については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第 20 条第 1 項に規定する地域手当に相当する報酬、第 21 条第 1 項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第 23 条第 1 項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、第 24 条に規定する休日給に相当する報酬及び第 25 条に規定する夜勤手当に相当する報酬を除く。))」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する減給について規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 68 号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 69 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 12 号を次のように改める。

(12) 地方税共同機構

第 9 条中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に、「条件附採用」を「条件付採用」
に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 12 号の
改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正等に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 70 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部
を次のように改正する。

第 13 条に次の 1 項を加える。

- 5 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員及び
地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的に任用
された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、
第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定め
る。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、
勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）
として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認す
るものとする。

- (1) 地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定により臨時的に任用された職員
及び地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定により臨時的
に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、
妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦
通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、
災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の

介護休暇

- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

第18条を次のように改める。

(育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例)

第18条 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、臨時的任用職員に対する有給休暇の適用等について規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 71 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第 15 条第 1 項中「勤務時間」の次に「（前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員（前条の規定により部分休業をすることができない職員を除く。

以下この項において同じ。）に対する部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、1 日につき当該非常勤職員について定められた 1 日の勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第16条中「第14条第1項」の次に「並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第22条第1項から第3項まで」を、「第18条」の次に「並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第26条」を、「給与額」の次に「（同条にあつては、報酬額）」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員に対する育児休業の適用等について規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 72 号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和 41 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「代休日」の次に「、勤務時間条例第 18 条第 1 項の規定により任命権者が定める時間及び日又は同条第 2 項の規定に基づく規則の規定により定める時間及び日」を加え、同条第 3 号中「第 13 条第 3 項の規定」の次に「、同条第 5 項の規定に基づく規則の規定、勤務時間条例第 18 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に基づく規則の規定」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、給与を受けながら職員団体のための活動等ができる場合として、会計年度任用職員が年次有給休暇を与えられている場合等を加えるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第73号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 大田区長 松原忠義

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員のうち、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。

第14条第1項中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第19条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員」に改め、同条第1項中「臨時的に任用される職員」を「育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改める。

第21条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条の4第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第21条の5に次の1項を加える。

- 3 第6条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用

しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条に1項を加える改正規定、第14条第1項の改正規定、第19条の改正規定及び第21条の5に1項を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第21条第1項、第21条の2第2号及び第21条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与に関する事項を別に条例で定める旨を規定するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第74号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 大田区長 松原忠義

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる者」を「職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）第2条に定める給料を支給される職員」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「勤務した日」の次に「が18日以上ある月」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第11条第5項中「職員（」の次に「規則で定める者を除く。」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）

第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の

属する月までの月数によるものとする。

第 16 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項第 2 号の改正規定及び付則第 3 項の規定は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 2 条及び第 11 条第 5 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 令和元年 12 月 14 日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 44 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「旧法」という。）第 16 条第 1 号に該当して旧法第 28 条第 4 項の規定により失職した職員に係る退職手当の支給制限については、この条例による改正後の第 16 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員に対する退職手当の計算方法等についての規定を追加するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 75 号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号、第 3 号若しくは第 5 号」を「第 16 条第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号」に改める。

付 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

第 76 号議案

大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 12 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「昭和 25 年法律第 261 号）」の次に「第 22 条の 2 第 1 項に規定する
会計年度任用職員及び」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、非常勤職員の定義から会計年度任用職員を除くた
め、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 77 号議案

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

大田区印鑑条例（昭和 50 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 次のア、イ又はウに該当する場合

ア 住民票に記録されている氏名、氏名の氏若しくは氏名の名又は氏名の氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの

イ 住民票に記録されている旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）、旧氏及び名又は旧氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの

ウ 住民票に記録されている通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）、通称の氏若しくは通称の名又は通称の氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの

第 7 条第 2 項中「の備考の欄」を削る。

第 8 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 住民票に記録されている氏名（住民票に旧氏が記録されている場合は氏名及び当該旧氏、住民票に通称が記録されている場合は氏名及び当該通称）

第 8 条第 1 項第 4 号中「の備考の欄」を削り、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 2 項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第15条第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 登録してある印鑑が第7条第1項第1号ア、イ又はウのいずれかに該当することになったとき。

(6) 登録してある印鑑が第7条第2項に該当しなくなったとき。

第17条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(提案理由)

住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票への旧氏の記載が可能となったことに対応するため、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 78 号議案

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区積立基金条例の一部を改正する条例

大田区積立基金条例（昭和 39 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

子ども生活応援基金

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども生活応援基金を設置するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 79 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

期日前投票所を除く投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所の投票管理者又は同職務代理人
選挙又は投票ごとに 18,000 円	1 日につき 15,000 円
選挙又は投票ごとに 18,000 円	1 日につき 15,000 円

を

「

期日前投票所を除く投票所の投票管理者又は同職務代理人	期日前投票所の投票管理者又は同職務代理人
選挙又は投票ごとに 18,000 円。ただし、7 時間以内の場合は 9,000 円	1 日につき 15,000 円。ただし、6 時間以内の場合は 7,500 円
選挙又は投票ごとに 18,000 円。ただし、7 時間以内の場合は 9,000 円	1 日につき 15,000 円。ただし、6 時間以内の場合は 7,500 円

に、

」

」

期日前投票所を除く投票所の投票立会人	期日前投票所を除く投票所の投票立会人	に改める。
選挙又は投票ごとに 15,000円	選挙又は投票ごとに 15,000円。 ただし、7時間以内の場合は 7,500円	
選挙又は投票ごとに 15,000円	選挙又は投票ごとに 15,000円。 ただし、7時間以内の場合は 7,500円	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者について交替制が可能となり、投票管理者及び期日前投票所を除く投票所の投票立会人が交替する場合の報酬の額を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 80 号議案

大田区立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例
大田区立軽費老人ホーム条例（昭和 54 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 項を加える。

4 老人ホームの居室は、次のとおりとする。

- (1) 1 人用居室 42 室
- (2) 2 人用居室 4 室

第 2 条中「老人ホーム」の次に「の 1 人用居室」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 老人ホームの 2 人用居室は、前項に規定する者（以下「単身利用者」という。）

と次の各号に規定する要件を備える者がともに入所する場合に限り、利用できるものとする。この場合において、これらの者に対する同項第 5 号の規定の適用については、同号中「月収」とあるのは、「2 人用居室の利用者の月収を合算した額」と読み替えるものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 単身利用者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であること。

イ 単身利用者の三親等内の親族であること。

(2) 前項各号に規定する要件を備えていること。ただし、第 2 号及び第 6 号に規定する要件については、区長が特別の事情があると認めた者に関しては、

この限りでない。

- 3 前2項の規定により利用できる者に準ずる者として区長が認めるものについては、規則で定める期間に限り、老人ホームの一部を居室として利用することができる。
- 4 集会室は、前3項に規定する者に限り利用することができる。ただし、区内に在住し、又は在勤する者であつて、地域における介護予防活動又は高齢者の社会参加活動に寄与すると区長が認める事業に参加するものは、この限りでない。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項ただし書に規定するものが集会室を利用する場合は、この限りでない。

第13条第3号を次のように改める。

- (3) 第2条第1項第4号又は第5号に規定する要件を欠くに至つたとき（2人用居室の利用者にあつては、それぞれの利用者について当該要件を欠くに至つたとき。この場合において、同項第5号中「月収」とあるのは、「2人用居室の利用者の月収を合算した額」と読み替えるものとする。）。

第13条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 2人用居室の利用者が単身者となつたとき。

第13条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第4号に該当し、その利用を取り消された者（第2条第1項の要件を備える者に限る。）から引き続き老人ホームを利用したい旨の申出があつたときは、1人用居室を利用することができる。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布

の日から施行する。

- 2 区長又は指定管理者は、この条例の施行の前においても、改正後の大田区立軽費老人ホーム条例の規定による利用の承認、利用料の徴収その他の利用手続に必要な準備行為をすることができる。

(提案理由)

大田区立おおもり園の耐震補強工事に併せて、1人用居室の一部を2人用居室に改修したことに伴い、利用者の資格要件を改めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 81 号議案

大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例の一部を改正する条例
大田区立心身障害者自立生活訓練施設条例（平成 10 年条例第 53 号）の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区立心身障害者緊急一時保護施設条例

第 1 条中「心身障害者自立生活訓練施設」を「心身障害者緊急一時保護施設」
に、「大森南二丁目 15 番 1 号」を「蒲田二丁目 14 番 4 号」に改める。

第 2 条第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号中「訓練施設」を「大田区立心身
障害者緊急一時保護施設（以下「施設」という。）」に改め、同号を同条第 3 号
とし、同条中第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とする。

第 3 条中「訓練施設」を「施設」に、「次に掲げるもの」を「緊急一時保護」
に改め、同条各号を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項を削り、同条第 3 項中「訓練施設」を「施設」に改め、
同項を同条とする。

第 5 条第 1 項及び第 6 条中「訓練施設」を「施設」に改める。

第 7 条第 1 項中「事業ごとの訓練施設」を「施設」に、「別表第 1 に定めると
ころによる」を「6 泊 7 日以内とする」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条を次のように改める。

（使用料等の徴収）

第 8 条 区長は、施設の利用者又は扶養義務者からは、使用料を徴収しない。

2 区長は、施設の利用につき利用者又は扶養義務者から、飲食物に係る実費を徴収する。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

第12条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第14条とする。

第17条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第15条とする。

第18条中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1号中「自立生活訓練」を「緊急一時保護」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第17条とする。

第20条第1項中「訓練施設」を「施設」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

大田区立つばさホーム前の浦の機能再編に伴う改修工事を実施するため、仮移転及び実施事業の見直しを行うほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 82 号議案

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

大田区立心身障害児通所施設条例（平成 3 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大田区立こども発達センターわかばの家分室の項中「大田区立こども発達センターわかばの家分室」を「大田区立こども発達センターわかばの家ふれあいはずぬま分室」に改め、同表に次のように加える。

大田区立こども発達センターわかばの家西六郷分室	大田区西六郷一丁目 18 番 5 号
-------------------------	--------------------

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（提案理由）

大田区立こども発達センターわかばの家西六郷分室を設置するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 83 号議案

大田区立前の浦集会室条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立前の浦集会室条例を廃止する条例

大田区立前の浦集会室条例（平成 10 年条例第 20 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区立前の浦集会室を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 84 号議案

羽田地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松原 忠義

羽田地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)

第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき定められた防災街区整備地区計画をいう。）の区域内における建築物に関する制限について定めることにより、木造密集地域の防災性の向上と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって安全で快適な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、東京都市計画防災街区整備地区計画羽田地区防災街区整備地区計画（令和元年大田区告示第 48 号）において定められた特定建築物地区整備計画の区域及び防災街区整備地区整備計画の区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 適用区域においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号又は第9項に規定する営業の用に供する建築物を建築し、又は当該建築物とするため建築物の用途を変更してはならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第5条 適用区域における建築物の敷地面積は、50平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。

（1） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設の整備により分割された土地

（2） 前号の公共施設の整備により代替地として譲渡された土地

3 第1項の規定は、同項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

（1） 第1項の規定を改正する条例による改正後の同項の規定の適用の際、当該条例による改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該条例による改正前の同項の規定に違反することとなった土地

（2） 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

4 第1項の規定は、同項の規定の施行又は適用の日以後、法第86条の9第1項各号に規定する事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 当該事業の施行により敷地面積が減少した際、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

(2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の壁面の位置の制限)

第6条 特定建築物地区整備計画の区域内に存する特定地区防災施設（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する特定地区防災施設をいう。以下同じ。）のうち、別表に掲げる地区防災道路に接する敷地にある建築物の外壁又はこれに代わる柱（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するものを含む。）の面及び当該建築物に付属する高さ2メートルを超える門又は塀から当該地区防災道路の中心線までの距離は、3メートル以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

(1) 建築物の地盤面下の部分

(2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設

(特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の間口率の最低限度)

第7条 特定建築物地区整備計画の区域内に存する特定地区防災施設に接する敷地にある建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合（以下「間口率」という。）は、10分の7以上としなければならない。

2 前項の間口率の算定において、次の各号に掲げる長さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の特定地区防災施設に面する長さによる。

(2) 敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ 敷地の特定地区防災施設に接する部分の水平投影の長さによる。

(建築物の構造に関する防火上の制限)

第8条 準防火地域においては、延べ面積が500平方メートルを超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

2 特定建築物地区整備計画の区域内に存する特定地区防災施設に接する敷地にある建築物（前条に規定する特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線からの高さ（以下「特定地区防災施設からの高さ」という。）が5メートル未満の範囲は、空隙のない壁が設けられる等防火上有効な構造としなければならない。

3 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合においては、その全部について防火地域内の建築物に関する規定を適用する。ただし、建築物が防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。

4 次の各号のいずれかに該当するものは、前3項に規定する制限を適用しない。

(1) 延べ面積が50平方メートル以下の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏を防火構造としたもの

(2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

(3) 高さ2メートルを超える門又は扉で不燃材料で造り、又は覆われたもの

(4) 高さ2メートル以下の門又は扉

(特定建築物地区整備計画の区域内に存する建築物の高さの最低限度)

第9条 特定建築物地区整備計画の区域内に存する特定地区防災施設に接する敷地にある建築物の特定地区防災施設に面する方向の鉛直投影の各部分(第7条に規定する特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。)の特定地区防災施設からの高さは、5メートル以上としなければならない。ただし、附属建築物で平屋建のものについては、この限りでない。

(建築物が特定建築物地区整備計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物が特定建築物地区整備計画の区域の内外にわたる場合においては、当該建築物の全部について、第7条、第8条第2項及び前条の規定を適用する。

(特定地区防災施設と敷地の地盤面に高低差がある場合の適用の除外)

第11条 建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い建築物について、第9条に規定する特定地区防災施設からの高さの最低限度を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の通常の高さを超えるものとなる場合は、第7条、第8条第2項及び第9条の規定は適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第12条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物の増

築又は改築について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時における当該部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物又は建築物の部分に有する建築物について、増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第6条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第6条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）において当該増築又は改築に係る部分の全てが第6条の規定を満たす場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条の規定は、当該建築物又は建築物の部分には、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物の増築又は改築について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をす

る場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条から第9条までの規定は適用しない。

(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計は、50平方メートルを超えず、かつ、基準時（法第3条第2項の規定により第7条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第7条から第9条までの規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

(2) 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えないこと。

(3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造とすること。

4 法第3条第2項の規定により第4条及び第6条から第9条までの規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

（区長の許可による適用の除外）

第13条 第5条から第9条までの規定は、区長が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可した建築物又はその敷地について、その許可の範囲内においては、適用しない。

（建築審査会の同意）

第14条 区長は、前条の規定による許可をする場合においては、あらかじめ大田区建築審査会の同意を得なければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

（罰則）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主、所有者、管理者又は占有者
- (2) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことによって、同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (3) 第6条から第9条までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

（両罰規定）

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条第1項の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

地区防災道路7号、地区防災道路8号、地区防災道路9号

（提案理由）

建築基準法の規定に基づき、羽田地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する制限について定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 85 号議案

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第
19 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 号を次のように改める。

(2) サッカー場

別表第 2 の 1 運動施設の部運動場の項を次のように改める。

サッカー場	1 回 1 時間以内	平日	4,000 円	8,000 円
		土・日曜日	8,000 円	16,000 円
		休日		

別表第 2 の 1 運動施設の部付記第 3 号中「運動場」を「サッカー場」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 サッカー場に係る手続に関し必要な行為については、この
条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

森ヶ崎公園の運動場を改修し、サッカー場を設置するため、条例を改正する必
要があるので、この案を提出する。

第86号議案

大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 大田区長 松原忠義

大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区、区民等、事業者、団体及び関係行政機関が相互に協力して、喫煙マナーの向上及び屋外の喫煙対策を推進することにより、喫煙する人とならない人が共存できる環境を実現し、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 区民等 区民及び区の区域内(以下「区内」という。)に滞在する者(通過する者を含む。)又は区内の土地を所有し、占有し、若しくは管理する者をいう。
- (3) 事業者 区内において、事業活動を行う全てのものをいう。
- (4) 団体 区民等又は事業者を構成員として活動する団体及びこれらの連合体をいう。
- (5) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、国道又は都道を管理する事務所その他の行政機関をいう。
- (6) 吸い殻等 たばこの吸い殻その他これらに類する物をいう。

(7) 公共の場所 区内の道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所（私有地であって、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含む。）をいう。

(8) 公衆喫煙所 区民等が広く利用できる喫煙場所及びたばこの吸い殻を捨てる容器の設置場所として、人通りの多い方向にたばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が容易に漏れ出ないように整備された、区が設置し、又は区が指定する場所をいう。

（区の責務）

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、区民等、事業者、団体及び関係行政機関と連携協力し、施策の効果が最大限に発揮できるよう努めなければならない。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、公共の場所において、他の区民等にたばこの煙を吸わせることがないよう努めなければならない。

2 区民等は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民等の禁止事項）

第5条 区民等は、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

(1) 公共の場所において、歩行中及び自転車等運転中に喫煙すること。

(2) 公園において、喫煙すること。

(3) 公共の場所に吸い殻等を投棄すること。

（禁止事項の例外）

第6条 前条及び第10条の規定にかかわらず、区民等は公衆喫煙所においては

喫煙することができる。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

2 たばこ等の販売（自動販売機による販売を含む。）をする事業者は、吸い殻等の投棄を防止し、又は喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、消費者に対し第4条及び第5条に定める喫煙ルールについて啓発を図るよう努めなければならない。

3 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、必要な環境の整備を行うよう努めなければならない。

4 事業者は、喫煙していない区民等にたばこの煙を吸わせることがないように、従業員等に対し第4条及び第5条に定める喫煙ルールについて啓発を図るよう努めなければならない。

(団体の責務)

第8条 団体は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

(関係行政機関の責務)

第9条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区民等、事業者及び団体の取組並びに区の施策に協力するものとする。

(喫煙禁止重点対策地区)

第10条 区長は、公共の場所において、特に喫煙マナーの徹底を図る必要があると認める地区を、喫煙禁止重点対策地区として指定することができる。

2 喫煙禁止重点対策地区においては、喫煙し、又は吸い殻等を投棄する行為を禁止する。

3 区長は、喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除しようとする

ときは、当該地区の区民等の意見を聴くとともに、所轄警察署長と協議するものとする。

- 4 区長は、喫煙禁止重点対策地区を指定し、変更し、又は解除しようとするときは、その位置その他規則で定める事項を告示しなければならない。

(指導)

第11条 区長は、喫煙禁止重点対策地区において喫煙し、又は吸い殻等を投棄した者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第11条に規定する指導に従わずに、喫煙禁止重点対策地区において喫煙し、又は吸い殻等を投棄した者は、1万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第10条の規定による喫煙禁止重点対策地区の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

喫煙マナーの向上及び屋外の喫煙対策を推進し、区民の生活環境を向上させるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 87 号議案

清潔で美しい大田区をつくる条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

清潔で美しい大田区をつくる条例の一部を改正する条例

清潔で美しい大田区をつくる条例（平成 9 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 4 号を削る。

第 8 条を削る。

第 9 条第 3 項中「学識経験を有する者」の次に「その他の関係者」を加え、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 14 条を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例の制定に伴い、喫煙に関する規定を削るほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 88 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員認定資格研修の実施要件が見直されたことに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 89 号議案

大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例（昭和
63 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例

第 1 条中「整備」の次に「並びに自転車の安全利用」を、「環境悪化」の次
に「及び自転車に関する交通事故」を加える。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 区長は、自転車の安全利用を促進するための施策並びに広報及び啓発の実
施に努めなければならない。

第 4 条第 1 項中「自転車等を利用する者」を「自転車等の利用者」に改め、
同条に次の 1 項を加える。

4 自転車の利用者は、イヤホン、携帯電話等を使用しながら、又は傘を差
しながらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係
法令の規定を遵守しなければならない。

第 37 条第 2 項中「2 年」を「2 年以内」に改める。

第 2 条 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例の一部
を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年1月1日から施行する。

(提案理由)

自転車の利用者の責務として、施錠等盗難を防止するための適切な措置を講じること及び道路交通法関係法令を遵守することを加えるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 90 号議案

財産の交換について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

財産の交換について

下記のとおり財産を交換する。

記

1 交換の目的

京急蒲田西口地区における共同化事業において、交換により取得する建物区分所有部分を区の施策に活用するため

2 交換に供する財産

- (1) 種 類 土地
- (2) 所 在 地 大田区蒲田四丁目 16 番 2
- (3) 面 積 823.95 平方メートル
- (4) 価 格 金 10 億 3,817 万 7,000 円

3 交換により取得する財産

- (1) 種 類 建物
 - 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
 - 地上 13 階建のうち 2 階及び 1 階部分の一部
 - 全体共用部分及び全体付属施設の所有権の共有持分土地
 - 敷地の所有権の共有持分
- (2) 所 在 地 大田区蒲田四丁目 16 番 2 他
 - ただし、合筆後新たな地番を付して建物の敷地とする。

(3) 専有面積 922.73 平方メートル

(4) 価 格 金 10 億 2,000 万円

4 交換の相手方 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号
日鉄興和不動産株式会社
代表取締役 今 泉 泰 彦

5 交換による差額の補足

相手方は、区に対し、交換により生じた差額金 1,817 万 7,000 円を支払うものとする。

6 交換の時期

令和 4 年 3 月 31 日までにを行うものとする。

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、この案を提出する。

第 91 号議案

自動ラップ式トイレの購入について

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 12 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

自動ラップ式トイレの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- | | | | |
|---|--------|---|--------|
| 1 | 購入の目的 | 災害対策用物品の備蓄拡充のため | |
| 2 | 購入する物品 | 自動ラップ式トイレ 一式 | 183組 |
| | | 専用消耗品セット | 2,208組 |
| | | 車用DCケーブル | 46本 |
| | | 要配慮者対応テント | 183張 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 | |
| 4 | 契約金額 | 金 8,070 万 6,230 円 | |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区南馬込二丁目 29 番 1 号
ミドリ安全株式会社 城南支店
支店長 宮 内 高 志 | |
| 6 | 納 期 | 令和 2 年 3 月 31 日 | |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定に基づき、この案を提出する。